

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○種畜証明書の交付	(畜産振興課)	
	(4・15掲示)	2
◎指定市町村事務受託法人の指定	(高齢者福祉課)	2
○公益法人の設立の許可	(雇用労働政策課)	2
○漁船損害等補償法による同意成立(2件)	(漁業管理課)	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅(2件)	(")	3
○道路の供用開始	(道路課)	3
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課)	3
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課)	
	(4・10掲示)	3
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(")	
	(4・15掲示)	3
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	4
○土地改良区の定款変更の認可	(")	4
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め	(")	4
高知県公安委員会告示		
○警備員等に係る検定合格者審査の実施		4
高知県人事委員会規則		
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	(4・11掲示)	5
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	(")	7
◎特勤手当に関する規則の一部を改正する規則	(")	8
◎公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則		9
高知県人事委員会告示		

◎給料表別級別職務区分表の一部改正(2件)
(4・11掲示) 9

告 示

高知県告示第258号の2

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成20年4月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書 番号	検査年 月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の 種類	品種	生年月 日	検査 成績	飼養者の住所及び 氏名
平20高知県 臨時第1号	平20・ 4・8	百合幡 (全和2005子高褐 1082)	牛	褐毛 和種	平17・ 7・7	級外	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第282号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、指定市町村事務受託法人として次のとおり指定した。

平成20年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 受託事務を行う事務所の名称及び所在地
社会福祉法人四万十市社会福祉協議会
四万十市右山五月町8番3号
- 2 事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人四万十市社会福祉協議会
四万十市右山五月町8番3号
- 3 事務所の指定の申請者の代表者の職名及び氏名
会長 中尾 幸生
- 4 指定年月日
平成20年4月10日
- 5 受託事務の種類
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）
- 6 居宅サービス等の提供の有無
有

高知県告示第283号

民法（明治29年法律第819号）第34条の規定に基づき、公益法人の設立を次のとおり許可した。

平成20年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

設立年月日	法人の名称	主たる事務所の所在地
平成20年4月1日	社団法人嶺北シルバー人材センター	長岡郡本山町本山1041番地

高知県告示第284号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成20年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

羽根町加入区

高知県告示第285号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成20年 4 月 25 日

高知県知事 尾崎 正直

柏島加入区

高知県告示第286号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成16年4月高知県告示第331号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成20年4月24日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年 4 月 25 日

高知県知事 尾崎 正直

羽根町加入区

高知県告示第287号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成16年4月高知県告示第331号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成20年4月24日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年 4 月 25 日

高知県知事 尾崎 正直

柏島加入区

高知県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年4月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 4 月 25 日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
南国市岡豊町中島字クミチ 31番1から 南国市岡豊町中島字クミチ 54番1まで	35	平成20年4月25日

高知県告示第289号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成20年 4 月 25 日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市高岡町字砂畑甲	696番8号 696番9号 696番10号 696番11号 696番13号 696番15号 697番4号 697番8号	4.91	56.05	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年4月10日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年 4 月 10 日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された 目的
平成20年4月10日	変更前 特定非営利活動法人 ソーホーベン チャー 協会	中越 伸 一	高知市 鷹匠町 1丁目 3番22	この法人は、まちづくりを考える個人事業者や零細事業者、起業家等、個人及団体に対して、地域振興、まちづくりの推進を図る活動の助成及業務代行、業務補助に関する事業等を行い、もって公

変更後	特定非営利活動法人 こうち 企業支 援セン ター	"	"	益の増進に寄与することを目的とする。
				この法人は、まちづくりの推進・経済活動の活性化を考える個人事業者や零細事業者、起業家等、個人及団体に対して、地域振興、まちづくりの推進を図る活動の助成及経済活動活性化支援や業務代行、業務補助に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年4月15日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年 4 月 15 日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成20年4月15日	特定非営利活動法人 高知サイエン スヴィ レッジ	金川 靖	南国市 物部乙 200番 地 高 知大学 農学部 内	この法人は、広く地域住民を対象として、高知県に存在する地域資源に立脚した特徴ある自然科学、人文科学及び社会科学を中心とする教育の振興、広報活

動、国際交流に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与するものとする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐市土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

役員 (退任)	氏名	住 所
理事	森田 康生	土佐市高岡町丙309-2
理事 (就任)	板原 啓文	土佐市高岡町丁943-イ-2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土佐市土地改良区の定款の変更を平成20年4月11日に認可した。

平成20年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

県営土地改良事業窪川西部地区（西原換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成20年4月25日から同年5月28日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第7号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成20年4月25日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所
 - (1) 審査の区分
検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の審査
 - (2) 審査の実施日及び開始時間
平成20年6月26日（木）午前9時30分
 - (3) 審査の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 2 審査の実施予定人員
50人
- 3 審査対象者
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定及び同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であって、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。
- 4 審査方法
 - 1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務の実施に関すること。
 - エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査申請手続

審査を受けようとする者は、次により審査申請の手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

- (1) 審査申請書の受付期間
平成20年6月2日（月）から同月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 審査申請書の提出先
 - ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署
 - イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署
 - ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署
- (3) 提出書類等
 - ア 審査申請書 1通
 - イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - ウ 写真（審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚
 - エ 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通
- (4) 郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027）又は県内の各警察署警備担当係

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年4月11日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第12号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

組織区分	区分及び職				
	1種	2種	3種	4種	5種
知事部局	理事 部長 東京事務所長 会計管理者	副部長 局次長 医監 排出権取引推進監 港湾振興監 建設検査長 参事 中央東県税事務所長 中央西県税事務所長 消防学校長 東京事務所副所長 大阪事務所長 福祉保健所長 総合看護専門学校長 療育福祉センター長 中央児童相談所長 高知高等技術学校長 中央東農業振興センター所長 中央西農業振	本庁の課長 地震防災指導監 企画監 情報技術専門監 県税事務所長(中央東県税事務所長及び中央西県税事務所長を除く。) 中央東県税事務所次長 中央西県税事務所次長 名古屋事務所長 保健監 福祉保健所次長(総括) 衛生研究所長 総合看護専門学校副校長 総合看護専門学校事務長 幡多看護専門学校副校長 幡多看護専門	食肉衛生検査所長	

興センター所長
農業技術センター所長
中央東土木事務所長
高知土木事務所長
中央西土木事務所長
幡多土木事務所長

学校事務長
精神保健福祉センター所長
療育福祉センター事務局長
療育福祉センター副センター長
希望が丘学園長
幡多児童相談所長
環境研究センター所長
消費生活センター所長
女性相談支援センター所長
計量検定所長
中村高等技術学校長
農業大学校長
農業大学校副校長
農業大学校事務長
環境保全型畑作振興センター所長
農業振興センター所長(中央東農業振興センター所長及び中央西農業振興センター所長を除く。)
農業振興センター次長
農業振興センター技術次長
病害虫防除所長
家畜保健衛生所長

中央家畜保健衛生所次長
 林業事務所長
 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長
 栽培漁業センター所長
 中央漁業指導所長
 工業技術センター所長
 紙産業技術センター所長
 農業技術センター次長
 農業技術センター技術次長
 農業技術センターの場長
 畜産試験場長
 森林技術センター所長
 海洋深層水研究所長
 内水面漁業センター所長
 水産試験場長
 安芸土木事務所長
 須崎土木事務所長
 土木事務所次長
 安芸土木事務所室戸事務所長
 安芸土木事務所和食ダム建設事務所長
 中央東土木事務所本山事務所長
 中央東土木事務所永瀬ダム

管理事務所長
 高知土木事務所鏡ダム管理事務所長
 中央西土木事務所越知事務所長
 中央西土木事務所桐見ダム管理事務所長
 須崎土木事務所四万十町事務所長
 幡多土木事務所宿毛事務所長
 幡多土木事務所土佐清水事務所長
 高知駅周辺都市整備事務所長

県立大学	学長	副学長 事務局長	事務局次長 学長代理	学部長 学生部長 総合情報センター長	
労働委員会事務局		事務局長	事務局次長		
収用委員会事務局		事務局長			
議会事務局	事務局長	事務局次長	課長		
教育委員会		教育次長 青少年センター所長	事務局の課長 教育企画監 企画監 教育事務所長 教育センター所長 教育センター次長 教育センター	高等学校長 盲学校長 高知ろう学校長 養護学校長 中学校長 小学校長	高等学校教頭 盲学校教頭 高知ろう学校教頭 養護学校教頭 中学校教頭 小学校教頭 安芸高等学校事務長

			の部長 心の教育センター所長 図書館長 幡多青少年の家所長 土佐海援丸船長		岡豊高等学校事務長 高知追手前高等学校事務長 高知小津高等学校事務長 高知西高等学校事務長 高知工業高等学校事務長 高知北高等学校事務長 高知東高等学校事務長 高知南高等学校事務長 中村高等学校事務長 宿毛高等学校事務長 高知若草養護学校事務長
人事委員会事務局	事務局長		事務局次長		
監査委員事務局	事務局長	事務局次長	監査監		
海区漁業調整委員会事務局			事務局長		
警察		部長 参事官 首席監察官 警察学校長 運転免許センター長 高知警察署長 高知南警察署長 安芸警察署長 南国警察署長 土佐警察署長 須崎警察署長 中村警察署長	本部の課長 監察官 留置管理官 科学捜査研究所長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 警察署長(高知警察署長、高知南警察署長、安芸警察署長、南国警		

			察署長、土佐警察署長、須崎警察署長及び中村警察署長を除く。)高知警察署副署長 高知南警察署副署長
--	--	--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月11日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中「部局連携官」を削り、「部長」

を

「部長
東京事務所長」
に改め、「情報化推進監」及び「雇用対策監」を削り、

「中央東県税事務所長
東京事務所長
大阪事務所長」

を

「中央東県税事務所長
中央西県税事務所長
消防学校長
東京事務所副所長
大阪事務所長
須崎福祉保健所長」

に改め、「身体障害者リハビリテーションセンター所長」及び「農業大学校長」を削り、同表中

労働委員会事務局		事務局長
----------	--	------

を

労働委員会事務局		事務局長
----------	--	------

収用委員会事務局

事務局長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

~~~~~  
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月11日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第14号**

**特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**

特地勤務手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1 東洋町の項中

|           |            |
|-----------|------------|
| 生見758-3   | 東洋町役場      |
| 白浜140-3   | 室戸警察署甲浦駐在所 |
| 野根丙1675-1 | 室戸警察署野根駐在所 |

を

|           |            |
|-----------|------------|
| 白浜140-3   | 室戸警察署甲浦駐在所 |
| 野根丙1675-1 | 室戸警察署野根駐在所 |

に改め、同表いの町の項中

|            |              |
|------------|--------------|
| 上八川甲1934   | 地域づくり支援課員駐在所 |
| 柳瀬本村589-1  | いの警察署三瀬駐在所   |
| 上八川甲1912-5 | いの警察署上八川駐在所  |

を

|            |             |
|------------|-------------|
| 柳瀬本村589-1  | いの警察署三瀬駐在所  |
| 上八川甲1912-5 | いの警察署上八川駐在所 |

に、

|        |            |
|--------|------------|
| 長沢38-3 | いの警察署長沢駐在所 |
|--------|------------|

を

|          |               |
|----------|---------------|
| 長沢38-3   | いの警察署長沢駐在所    |
| 長沢123-12 | 地域づくり支援課員駐在支所 |

に改め、同表津野町の項中

|        |              |
|--------|--------------|
| 力石2870 | 地域づくり支援課員駐在所 |
| 力石2880 | 須崎警察署東津野駐在所  |

を

|        |             |
|--------|-------------|
| 力石2880 | 須崎警察署東津野駐在所 |
|--------|-------------|

に改め、同表構原町の項中

|          |               |
|----------|---------------|
| 構原1444-1 | 構原町役場         |
| 構原1444-1 | 地域づくり支援課員駐在支所 |
| 構原1629-1 | 西部家畜保健衛生所構原支所 |
| 構原1389   | 須崎警察署構原駐在所    |

を

|          |               |
|----------|---------------|
| 構原1444-1 | 地域づくり支援課員駐在支所 |
| 構原1629-1 | 西部家畜保健衛生所構原支所 |
| 構原1389   | 須崎警察署構原駐在所    |

に改め、同表四万十町の項中

|         |              |
|---------|--------------|
| 十川151-1 | 四万十町役場十和総合支所 |
| 十川151-1 | 地域づくり支援課員駐在所 |
| 十川25-5  | 窪川警察署十川駐在所   |

を

|         |              |
|---------|--------------|
| 十川151-1 | 地域づくり支援課員駐在所 |
| 十川25-5  | 窪川警察署十川駐在所   |

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月25日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第15号**

**公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**人事委員会告示**

**高知県人事委員会告示第1号**

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、この告示による改正後の別表第2の規定は、平成20年3月24日から適用する。

平成20年4月11日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第2の5級の項中

「機動捜査隊副隊長」

を

「機動捜査隊副隊長  
高齢者交通安全対策官」

に改め、同表の6級の項中

「地域安全対策推進室長」

を

「地域安全対策推進室長  
警察総合相談室長」

に改め、「警察学校の校長補佐」を削り、同表の7級の項中「警察総合相談室長」及び「高齢者交通安全対策官」を削る。

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、この告示による改正後の別表第1、別表第2、別表第6及び別表第8の規定は、平成20年4月1日から適用する。

平成20年4月11日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第1の3級の項中

|            |          |
|------------|----------|
| 警察<br>各事務局 | 係長<br>主幹 |
|------------|----------|

を

|      |          |
|------|----------|
| 警察   | 主幹       |
| 各事務局 | 係長<br>主幹 |

に改め、同表の4級の知事部局の項中

「調整主任  
科長」

を

「税務調整主任」

に改め、「チーム長(出先機関に限る。)」を削り、同表の4級の警察の項中「少年サポートセンター班長」を削り、同表の4級の項中

|          |    |
|----------|----|
| 労働委員会事務局 | 主任 |
|----------|----|

を

|          |           |
|----------|-----------|
| 労働委員会事務局 | 主任        |
| 収用委員会事務局 | チーフ<br>主任 |

に改め、同表の5級の知事部局の項中「室長補佐」を削り、

「福祉保健所の室長」

を

「福祉保健所の室長  
副学園長」

に、「調整主任」を「税務調整主任」に改め、同表の5級の教育委員会の項中「図書館のグループ長」を削り、同表の6級の知事部局の項中

「本庁の室長

税務調査監  
消防防災指導監」

を

「地震防災指導監」

に、「交通安全推進監」を「生活安全推進監」に改め、同表の6級の教育委員会の項中

「企画監」

を

「企画監  
副参事」

に改め、同表の6級の項中

|          |       |
|----------|-------|
| 労働委員会事務局 | 事務局次長 |
|----------|-------|

を

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 人事委員会事務局<br>労働委員会事務局 | 事務局次長 |
|----------------------|-------|

に改め、同表の7級の知事部局の項中「情報化推進監」、「保健福祉推進監」、「雇用対策監」、「環境農業推進監」、「土木技術監」及び「中央西県税事務所長」を削り、「東京事務所長」を「東京事務所副所長」に改め、「須崎福祉保健所長」を削り、「中央東農業振興センター所長」

を

「大阪事務所長  
高知高等技術学校長  
中央東農業振興センター所長  
中央西農業振興センター所長」

に改め、同表の7級の項中

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 監査委員事務局<br>人事委員会事務局  | 事務局次長 |
| 労働委員会事務局<br>収用委員会事務局 | 事務局長  |

を

|                  |       |
|------------------|-------|
| 議会事務局<br>監査委員事務局 | 事務局次長 |
|------------------|-------|

|                  |      |
|------------------|------|
| 県立大学<br>労働委員会事務局 | 事務局長 |
|------------------|------|

に改め、同表の8級の知事部局の項中  
「中央東県税事務所長」

を  
「中央東県税事務所長  
中央西県税事務所長  
須崎福祉保健所長」

に改め、「身体障害者リハビリテーションセンター所長」、「大阪事務所長」、「高知高等技術学  
校長」及び「農業大学校長」を削り、同表の8級の項中

|       |            |
|-------|------------|
| 教育委員会 | 教育次長<br>参事 |
| 議会事務局 | 事務局次長      |
| 県立大学  | 事務局長       |

を  
「

|          |      |
|----------|------|
| 収用委員会事務局 | 事務局長 |
|----------|------|

」

に改め、同表の9級の知事部局の項中「部局連携官」を削り、  
「本庁の部長」

を  
「本庁の部長  
東京事務所長」

に改める。  
別表第2の4級の項中  
「小隊長」

を  
「小隊長  
教官」

に改め、同表の5級の項中「少年事件捜査指導官」を削り、同表の6級の項中「航空隊長」を削  
り、  
「警察総合相談室長」

を  
「警察総合相談室長  
少年事件指導官」

に改め、「地域交通官」を削り、同条の7級の項中  
「通信指令室長」

を  
「通信指令室長  
航空隊長」  
に改める。

別表第6の4級の項中「専門研究員」を削る。  
別表第8の6級の項中「技術次長」を「次長」に改める。